

名古屋市木造住宅基礎有筋化指導について

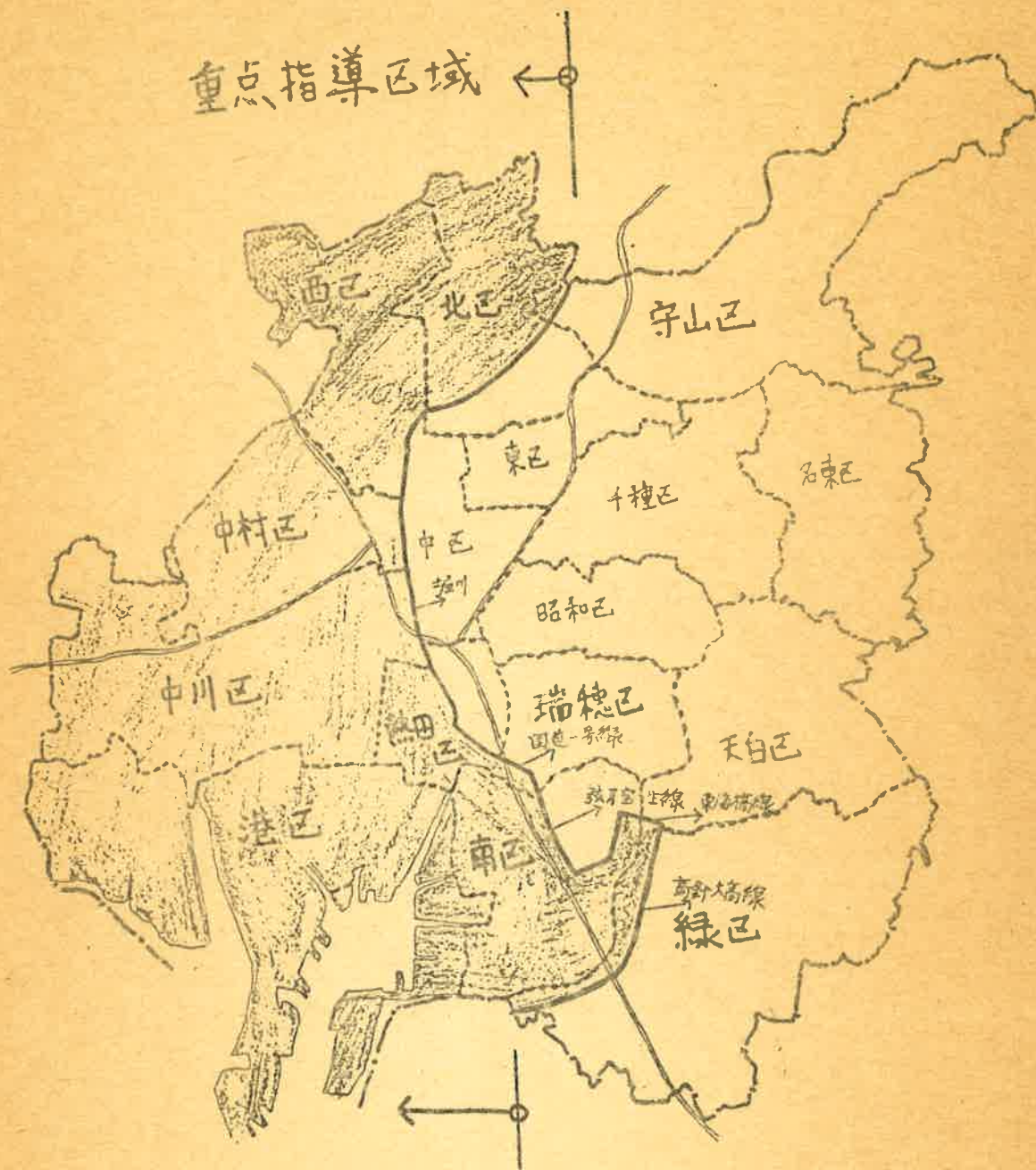
名古屋市建築局指導課・審査課

本市におきましては、地震による木造住宅の安全性の確保を図るため、基礎の有筋化に関する指導を、昭和61年 9月 1日（防災の日）から開始しております。

指導におきましては、重点指導区域を定め（別図）、その地域では、確認申請書提出時に、基礎構造図と基礎伏図の添付をお願いします。（添付用シートがありますので御利用下さい。）

又、融資制度もありますので御利用下さい。

重点指導区域 ←



名古屋市木造住宅基礎有筋化指導指針

第1 (趣旨)

この指針は、木造住宅の基礎有筋化に関する指導方針を定めることにより、地震時等における木造住宅の安全性の確保を図ることを目的とする。

第2 (重点指導区域等)

この指針において、次の区域を定める。

一 重点指導区域

二 指導区域

2 重点指導区域は、基礎の有筋化を特に指導する必要がある区域とし、指導区域はその他の市内の区域とする。

3 第1項の重点指導区域の範囲は、別図の他、建築に際し、一メートル以上の盛土をする建築敷地とする。

第3 (対象建築物)

この指針による指導の対象となる建築物は、木造の住宅及び兼用住宅の新築、並びに同用途にかかるもので基礎工事に及ぶ増築又は改築とする。ただし、平屋建の建築物で延べ面積が五十平方メートル以内のものについてはこの限りでない。

第4 (基礎有筋化の指導等)

第3に定める建築物の新築、増築又は改築にあたり、第2の第1項第一号の区域にあつては、基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、構造上有効な配筋となるよう重点指導するものとする。又、同第二号の区域にあつては、同様の基礎有筋化を指導するものとする。

第5 (添付図書)

建築主は、第3に定める建築物の新築、増築又は改築にあたり、建築基準法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受ける場合、確認申請書の17、その他必要な事項欄に基礎の鉄筋の有無を記載するものとし、特に第2の第1項第一号の区域にあつては、確認申請書に基礎伏図及び基礎にかかる構造詳細図を添えるものとする。

付則

この指針は、昭和61年9月1日から実施する。

別図 重点指導区域 ( 部分)

